



目 次		ページ
高知県人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	〈3・31揭示〉	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	2
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	2
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	2
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	3
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉	3
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〈4・1揭示〉	3
高知県人事委員会告示		
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	〈3・31揭示〉	4

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「局次長」
 を
 「局次長
 地域防災監」
 に、
 「高知高等技術学校長」
 を

「高知高等技術学校長
 農業技術センター所長
 水産試験場長」
 に改め、同項3種の欄中

「防災指導監」

を
 「防災指導監
 地域防災企画監」

に改め、「農業技術センター所長」を削り、「環境保全型畑作振興センター所長」を「農業担い手育成センター所長」に改め、

「水産試験場長」を削り、同表教育委員会の項5種の欄中「宿毛高等学校事務長」を「山田養護学校事務長」に改め、同表警察の項2種の欄中

「警察学校長
 運転免許センター長」

を
 「運転免許センター長
 警察学校長」

に改める。

別表第1の7の表中「、環境研究センター」を削り、「農業技術センター、農業大学校」を「海洋深層水研究所、農業技術センター、農業大学校、農業担い手育成センター」に、「海洋深層水研究所」を「環境研究センター」に、「及び」を「若しくは」に改める。

別表第4中「農業大学校」を「農業大学校及び農業担い手育成センター」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「局次長」

を

「局次長

地域防災監」

に、

「高知高等技術学校長」

を

「高知高等技術学校長

水産試験場長」

に改め、同表の1の表中

「

労働委員会事務局		事務局長
----------	--	------

を

「

労働委員会事務局		事務局長
----------	--	------

収用委員会事務局		事務局長
----------	--	------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第6号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地域づくり支援課員駐在所」を「計画推進課員駐在所」に、「地域づくり支援課員駐在所」を「計画推進課員駐在所」に改める。

別表第2中「地域づくり支援課員駐在所」を「計画推進課員駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「次長」を「次長 地域防災監」に、「港湾振興監」を「港湾振興監 参事」に、「防災指導監」を「防災指導監 地域防災企画監」に、「地域支援企画員(総括)」を「地域支援企画員(総括) 地域支援企画員(総括・集落支援担当)」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「東京事務所の課長」を「東京事務所の課長、課長補佐」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「主任管理主事」を「主任管理主事 管理主事」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第8号

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和50年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	幡多郡大月町弘見4098	宿毛高等学校大月分校	」
---	--------------	------------	---

を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第9号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「で、船長、機関長、通信長、一等航海士、二等航海士、一等機関士又は二等機関士の職にあるもの」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第10号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1 土佐市市長部局居宅介護支援事業所の項を削り、同表四万十市市長部局本庁の項中「総務課長補佐 秘書広報室長」を「副参事 総務課長補佐 秘書係長」に改め、同表四万十市教育委員会西土佐事務所の項を削り、同表四万十市教育委員会小学校の項及び四万十市教育委員会中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改め、同表香南市市長部局支所の項を削り、同表香美市市長部局本庁の項中「林業事務所長」を削り、同表安田町の項中

「	町長部局	本庁	会計管理者 課長
		支所	支所長

を

「	議会事務局	局長	」
---	-------	----	---

町長部局	本庁	会計管理者 課長
	支所	支所長

に改め、同表土佐町の項中

町長部局	本庁	会計管理者 参事 課長
------	----	----------------

を

議会事務局		局長
町長部局	本庁	会計管理者 参事 課長

に改め、同表佐川町教育委員会小学校の項、佐川町教育委員会中学校の項、越知町教育委員会小学校の項、越知町教育委員会中学校の項、日高村教育委員会小学校の項及び日高村教育委員会中学校の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改め、同表四万十町町長部局の項中

総合支所	支所長 課長 診療所事務長
------	---------------

を

地域振興局	局長 課長 診療所事務長
-------	--------------

に改める。

別表第2日高村佐川町学校組合の項中「教頭」を「教頭 事務長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の1級の教育委員会の項中
「司書（6等級及び7等級）」

を

- 「司書（6等級）
- 司書（7等級）
- 甲板員（6等級）
- 甲板員（7等級）
- 機関員（6等級）
- 機関員（7等級）
- 司厨員（6等級）
- 司厨員（7等級）」

に改め、同表の2級の教育委員会の項中

「司書（5等級）」

を

- 「司書（5等級）
- 二等航海士（5等級）」

に改め、同表の3級の教育委員会の項中

「二等航海士（4等級）」

を

- 「一等機関士（4等級）
- 二等航海士（4等級）
- 二等機関士（4等級）
- 甲板長
- 操機長
- 司厨長」

に改め、同表の4級の知事部局の項中「チーム長」を削り、同表の4級の教育委員会の項中

- 「通信長（3等級）
- 一等機関士（3等級）
- 二等航海士（3等級）
- 二等機関士（3等級）
- 事務長」

を

- 「県立学校の事務長
- 機関長（3等級）
- 通信長（3等級）
- 一等航海士（3等級）
- 一等機関士（3等級）」

二等航海士（3等級）
 二等機関士（3等級）」
 に改め、同表の5級の知事部局の項中「地域支援企画員（総括）」を「地域支援企画員（総括）、
 地域支援企画員（総括・集落支援担当）」に、
 「事務長（3等級）」

を
 「事務長（3等級）
 船長（3等級）（小鷹（漁業取締船）船長に限る。）」

に改め、同表の5級の教育委員会の項中
 「機関長（3等級）
 一等航海士（3等級）
 事務長」

を
 「県立学校の事務長
 機関長（3等級）
 通信長（3等級）
 一等航海士（3等級）
 市町村立小学校の事務長
 市町村立中学校の事務長」

に改め、同表の6級の知事部局の項中
 「防災指導監」

を
 「防災指導監
 地域防災企画監」

に改め、同表の6級の教育委員会の項中
 「船長（2等級に限る。）
 事務長（2等級に限る。）」

を
 「県立学校の事務長（2等級に限る。）
 船長（2等級に限る。）」

に改め、同表の7級の知事部局の項中
 「局次長」

を
 「局次長
 地域防災監」

に改め、同表の7級の項中

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長

を
 「

監査委員事務局	事務局次長
---------	-------

 」

に改め、同表の8級の項中

「

教育委員会	教育次長
-------	------

 」

を
 「

教育委員会	教育次長
議会事務局	事務局次長
労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長

 」

に改め、同表備考を削る。

別表第4中
 「講師
 助教諭
 養護助教諭」

を
 「教諭
 助教諭
 養護助教諭
 講師」

に改める。
 別表第6を次のように改める。

別表第6

研究職給料表級別職務区分表

級	職務
1級	技師
2級	研究員
3級	次長 技術次長 試験研究機関の課長 試験研究機関の室長 チーフ 研究企画員 主任研究員（3等級） 主任研究員（4等級） 専門員 科学捜査研究所副所長
4級	所長 場長 技術次長（2等級に限る。）
5級	農業技術センター所長 水産試験場長

別表第8備考を削る。
別表第9の3級の項中
「主幹」
を
「主幹
専門員」
に改め、同表備考を削る。